

雇用に向けた社内環境整備

仕事の内容が決まりました！
社内全体の業務を見つめ直す
よい機会にもなりました。
さっそく採用に向けて動き出
しましょう。



初めて企業

採用活動の前に、雇用に向けた準備
が必要です。

当社では、まず障がい特性に関する
出前講座を受講しました。

採用の前に、障がい者を受け
入れるためのヒントが得られ
たと思います。



先輩企業



先輩企業

障がい者が働く現場では、**気配りができる方を班長**
としています。

その班長は障がい者だけではなく、作業場全体を見
ることができ、会社も評価しています。



製造現場での業務

指示する方が決まっているのは安心です。

「頑張っているね」「ありがとう」と言われると、認
めてもらえたような気がして嬉しいです。

今は短時間の勤務ですが、8時間の業務ができるよ
うになっていきたいです。



障がい者



先輩企業

製造工程を細分化し、壁に貼りだすなど見える化を
しました。数を数えるのが苦手な方のために、確実
に数えることができる道具も準備しました。



お菓子の製造

社員が障がい者を「同僚」として受け入れられるよ
う準備をすることが大切です。社員全体の理解が深
まるよう、**出前講座**などを積極的に活用してはいか
がでしょうか。

休憩スペースの用意や**短時間勤務**から始められる環
境づくりなど、障がいに応じた必要な配慮の事例を
聞いて、準備するとよいでしょう。



支援機関



企業での出前講座

STEP 3のポイント

障がい者を雇用するにあたっては、就業時間や賃金などを決めることに加え、次のようなことの検討も重要です。

- 障がい者の職務について指導をしたり、相談を受ける**担当者（例：職場の上司や同僚）を決める**
- 社内制度の検討

例 短時間勤務制度（疲れやすい障がい特性がある障がい者を雇用する場合）
通院のための休暇取得制度（定期通院している障がい者を雇用する場合）

● 社内環境整備に向けた支援 ●

神奈川県障害者雇用促進センターでは、障がい者を雇用する企業の方を対象に、障がいの特性や必要な配慮を説明するなど、社内の理解を深めるための出前講座を実施しています。また、雇用契約の形態や労務管理などに関する相談がある場合は、社会保険労務士が企業に訪問して相談に応じる事業を行っています。

お問合せ 神奈川県障害者雇用促進センター 電話：045-633-5441（直通）
または 045-633-6110（かながわ労働プラザ代表）

● 障がい者のため施設等の整備を行った場合に受けられる助成金 ●

● 障害者作業施設設置等助成金

障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障がい者が作業を容易に行えるよう配慮された施設の設置等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

例：障がいのある社員に配慮したトイレに改修

杖を使用する社員のために、作業場から食堂や休憩室までの廊下に手すりを設置
視覚障がいでもパソコン画面が見えにくいため、拡大読書器を購入

お問合せ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部
電話：045-360-6010

コラム 障がい者雇用の現場から 魅力ある職場とは



企業全体のコミュニケーションを大切にしている企業では、働いている障がい者だけではなく新入社員などの不安な思いや気持ちも丁寧に聞いている様子が職場の雰囲気わかります。

社内の風通しがよく、働きづらさを働きやすさに変えていく職場は、障がいに関係なく、どの社員も大切にすることができる魅力ある職場だと思います。職場訪問した際に、働いている方が「多くの社員の方に『いつも助かっていますよ』と声をかけてもらって嬉しいです」と喜ぶ姿を見ると、たった一言のあいさつでも働いている方の心が温まるのを感じます。

障がい者雇用に限らず、新しい人材を雇用していくことは、企業全体の取組として捉えていくことが大切なのではないかと感じます。障がい者が働きやすい職場とは、社員の誰もが働きやすい職場を作ることに通じるのではないのでしょうか。（支援機関で就労をサポートする担当者 Y さん）